## 認定こども園 かつらぎ町立 佐野こども園 園則(運営規程)

平成 29 年 4 月 1 日

(施設の目的)

第 1 条 かつらぎ町が設置し、社会福祉法人かつらぎ福祉会が運営する認定こども園かつらぎ町立佐野こども園(以下「当園」という。)は認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満 3 歳以上の子どもに対する教育・保育並びに満3歳未満の保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 一人ひとりの子どもが、心身共に健康・安全で、情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら、人間形成の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者とともに健やかな育ちを支援する。

### (名称及び所在地)

- 第3条 当園の名称及び所在地は次のとおりとする。
  - (1) 名 称 認定こども園 かつらぎ町立 佐野こども園
  - (2) 所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野 827 番地の1

### (入園資格)

第4条 当園に入園することができる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び満3歳未満(満6ヶ月以上)の保育を必要とする子どもとする。

### (提供する教育・保育の内容)

第 5 条 当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)(以下「支援法」という。)、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領(平成 20 年告示)、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成 26 年告示)、保育所保育指針(平成 20 年告示)に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

## (子育て支援)

第6条 当園は、園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育方針、成長及び園の運営 について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園便りなどを通じて保護者の理解 と協力を得るものとする。

- 2 当園は、子育て支援事業として、次の事業を実施する。
  - (1) 子育て相談事業
  - (2) 園庭開放
  - (3) 一時保育

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第7条 当園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は 次のとおりとする。ただし、員数は入園児数により変動することがあるが、国の基準を下 回ることはない。
  - (1) 施設長(役員) 1名 施設長は、適正な施設の運営と業務の円滑な遂行に努める。
  - (2) 園長(常勤専従) 1名 園長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。
  - (3) 主任保育士(常勤専従) 2名 主任保育士は、園長を補佐し、園務を整理するとともに、計画の立案や教育・保 育内容について他の職員の統括をする。
  - (4) 保育士・幼稚園教諭(常勤専従) 数名 保育士・幼稚園教諭は、教育課程及び保育課程に基づき、園児の教育及び保育について、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
  - (5) 栄養士(常勤専従) 1名 園児の発達段階に応じた献立を作成する等、栄養の指導及び管理をつかさどり、 保育士・幼稚園教諭とともに食育を行う。また、調理業務にも従事する。
  - (6) 調理員(常勤専従) 3名 調理員は献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。
  - (7) 園医・園歯科医(委嘱) 各1名以上 園医・園歯科医は園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断・定期健康 歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。
  - (8) 保健師(常勤専従) 1名 保健師は、園児の心身の健康管理を行うとともに、職員及び保護者への相談・指導を行う。
  - (9) 事務職員(常勤専従) 1名 事務職員は、園の運営管理に必要な事務処理、経理処理を行う。また、園の諸用 務に従事する。

(学年)

第8条 当園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

(教育・保育の提供を行う日)

- 第9条 当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の 祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日及 び翌年1月1日から1月3日を除く。
- 2 支援法第19条第1項第1号の子ども(以下「1号子ども」という。)への教育・保育の 提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。
  - (1) 十曜日
  - (2) 夏季休業 7月21日から8月31日まで
  - (3) 冬季休業 12月25日から翌年1月6日まで
  - (4) 学年末休業 3月25日から同月31日まで
  - (5) 学年始休業 4月1日から同月7日まで
  - (6) 前各号に定めるもののほか、園長が特に必要と認め、町長の承認を得た日

(保育・教育を提供する時間)

- 第10条 教育・保育を提供する時間は次のとおりとする。
  - (1) 教育標準時間認定に関する教育時間

当園が定める次の時間帯とする。

月~金 午前8時30分から午後2時00分までとする。

ただし、当園が定める教育時間以外の時間帯において、保護者の事情により必要に応じ、1日単位で午後2時01分から午後4時30分までを預かり保育とする。

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間及び保育短時間認定に関する保育時間 当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定及び保育短時間認定を受 けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月~金 開園時間の範囲内の時間で原則8時間

土 開園時間の範囲内の時間で原則3時間

ただし、当園が定める保育時間以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、午後6時01分から開園時間の間に延長保育を提供する。

(3) 開園時間

当園が定める開園時間は、次のとおりとする。

月~金 午前7時00分から午後8時00分とする。

土 午前7時00分から午後1時00分とする。

(利用者負担額その他の費用等)

- 第11条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用者負担額(保育料)又は当園を所管する市町村長が定める利用者負担額(保育料)を、支給認定保護者の居住する市町村又は当園を所管する市町村に支払うものとする。
- 2 第1項に定めるもののほか、当園の教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる 費用については、支給認定保護者から費用の負担を受けるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、別表2に掲げる当園の特定教育・保育において提供する便 宜の要する費用については、支給認定保護者から実費の負担を受けるものとする。

### (利用定員)

第12条 利用定員は、次のとおりとする。

クラス	0 歳児	1歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
1 号定員	_	_		5 人	10 人	10 人
2 号定員	_	_	_	52 人	49 人	49 人
3 号定員	17 人	28 人	40 人	_	_	_

(入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項)

- 第13条 当園は、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた1号子どもから 当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに 応じる。
  - (1) 利用定員に空きがない場合
  - (2) 利用定員を上回る利用の申込があった場合
  - (3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合
- 2 1 号子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、市町村が入園者を決定する。
  - (1) 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。
  - (2) ひとり親家庭等の者は、前号の次に優先して入園させる。
  - (3) その他の者は先着順(抽選・面接等)により選考し、入園させる。
- 3 支援法第 19 条第 1 項第 2 号の子ども(以下「2 号子ども」という。)及び支援法第 19 条第 1 項第 3 号子ども(以下「3 号子ども」という。)については、支援法第 42 条の規定により、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されときは、これに応じる。
- 4 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。
- 5 退園又は休園しようとする1号子どもは、支給認定保護者が理由を記して市町村に願い 出るものとする。

- 6 当園の利用 2 号子ども及び 3 号子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の 提供を終了するものとする。
  - (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取消したとき
  - (2) 支給認定保護者から当園の利用の取消しの申し出があったとき
  - (3) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき
  - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

## (緊急時における対応方法)

- 第14条 当園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。
- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、かつらぎ町教育委員会及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、かつらぎ町 教育委員会と協議のうえ、損害賠償を速やかに行う。

## (非常災害対策)

第15条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者及び災害対策推進員を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に 周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

#### (虐待の防止のための措置)

- 第16条 当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じる。
  - (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
  - (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
  - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
  - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者(保護者等利用子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告する。

#### (苦情対応)

第17条 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、 第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対し て必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な措置を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

## (安全対策と事故防止)

- 第18条 当園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。
- 2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
- 3 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生 の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
- 4 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故(意識不明の事故を含む)については、県にも報告する。

### (健康管理・衛生管理)

- 第 19 条 当園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号) に規定する健康診断に準じて実施する。
- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

#### (保護者に対する支援)

- 第20条 当園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な 配慮のもと保育や支援を行う。
- 2 当園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとと もに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持 に努める。

# (業務の質の評価)

- 第21条 当園は、教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育・保育の質の 向上を目指す。
- 2 保育士等の自己評価及び認定こども園の自己評価については、年1回は行い、認定こど も園の自己評価については、その結果を公表する。
- 3 外部による評価については、1年に1回実施し、その結果を公表する。

#### (秘密の保持)

第22条 当園の職員は、業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持する。

- 2 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- 3 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

## (記録の整備)

- 第23条 当園は、特定教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その 完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。
- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画 5年間保存
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録 5年間保存
- (3) 市町村への通知に係る記録 5年間保存
- (4) 支給認定保護者からの苦情の内容等の記録 5年間保存
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 5年間保存
- (6) 保育所児童保育要録·幼稚園幼児指導要録

当該児童が小学校を卒業するまでの間保存 (学籍に関する記録については 20 年間保存)

### 附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

# 別表 1 教育・保育の質の向上を図るうえで、特に必要と認められる利用者負担額

項目	内容、負担を求める理由及	金額	
	び目的		
1号・2号認定子どもに係る	給食費	月額	1,000円
給食費(幼児主食費)			

## 別表 2 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担額

項目	内容・負担を求める理由及	金額	
	び目的		
日本スポーツ振興センター	災害共済掛金	年額 240円	
災害共済給付制度の共済掛			
金			
写真代	写真代	希望者のみ(枚数に応じて	
		変動)	
月刊絵本費	月刊絵本費	月額 約400円	
		(クラス年齢・年度により	
		異なる)※2歳児以上	